

「発生」と「規約」：記号類型化の根底

荒木, 正見
梅光女学院大学：講師

<https://doi.org/10.15017/27543>

出版情報：哲学論文集. 14, pp.52-71, 1978-09-20. 九州大学哲学会
バージョン：
権利関係：



「発生」と「規約」

——記号類型化の根底——

荒 木 正 見

小論は、記号類型化の基準を考察しようとするものである。周知のように記号論の内部に於てはこれまでも数多くの類型化が為されてきた。しかし、その多くは記号の現実的使用をただ直観的に分類してきただけであつた。筆者は記号の根本的な性格に基づいて、記号に属する幾つかのものを類型化する意図を持つが、小論ではその最も根底的な基準について考察したい。その基準は最終的には、「記号」の自然発生性と、規約性との厳密な区別に関わるであろう。我々はその区別を我々にとって在る事実から、即ち我々が「記号」に直面する際に生じる二つの視点から考察する。

一、予備的考察

「記号とは何か」という問は、先ず、「記号」の規定を求めていると解すべきであろう。我々ははじめに古典的記号規定たるパースのものを考察する。今日、「記号 (sign)」という術語はパース (C. S. Peirce) の次の規定に影響されるところが大

きい。「記号とは……何らかの点で、或いは何らかの内容について、或る人に或ることを代理表象する (stand for) 或るものである」⁽¹⁾ ここで問題になるのは、「或る人に」に示唆される行動主義的な傾向である。これはモリス (C. Morris) によれば次のように典型的に図式化される。「 v (sign) は、 w (interpreter) の中に、ある種の仕方 x (interferants) に於て反応する性向を、ある種の対象 y (signification) に対して、ある状態 z (context) のもとで立てる」⁽²⁾ また、同じ箇所でもリスは「蜂のダンス」という「記号」の例を挙げる。それによれば、或る蜂のダンス「記号」を見て蜜のありかを知る他の蜂が「解釈者」であり、見て知ることができる蜜のありかへ向かう準備が「解釈」であり、それを見て知ることができる蜜が「意味」であり、巣と蜜の位置が「前後関係」であると説明される。しかし、ここで、パースあるいはモリスの規定における「或る人」もしくは「解釈者」という極は慎重な取り扱いを必要とする。それは、行動理論一般に対する次のような問題点を含むからである。

まず、彼等の考え方によれば、「記号」の「意味」というものは、「解釈者」がそれに「反応する性向」を喚起せられるものであるとされるが、オルストン (W. P. Alston) が指摘するように、つまるところ「或る人が或る反応 R を起す性向を持つ」ということは、単にその人が R を行う条件 C が揃っているということと等しい⁽³⁾ ということであり、それは「もし C ならば R である」という仮説を言明している⁽⁴⁾ ということである。そして、或る人にとって「もし C ならば R である」ということは、きわめて必然性が乏しいように思われる。仮に我々に C という条件が与えられたとしても、その他の条件によって R なる我々の反応はいくらでも変わるであろう。また、反応 R を確実に起す条件を全て列記しようとするれば、それは無限に渡るであろう。従って、我々は「或る人」もしくは「解釈者」を右記のように行動する者として捕え得ない。

ではつきに、「解釈者」にとって「記号」は単に「或る意味」を表象する媒体である、としてみよう。この時「或る人」は不特定多数の「或る人」であるが、それらすべての「或る人」は全く同一の顔を持つ存在である。

このとき我々叙述者の視点は「或る人」＝「表象するもの」の背後に立っている。そして我々の視点から見れば、「表象す

るもの」にとつて、「記号」が自覚的である場合と、無自覚的である場合とが想定される。自覚的である場合には、「記号」が「記号」の規定に沿った仕方では表象されているのであり、無自覚的である場合には、「記号」の「代理表象する」という規定性は我々にとってのみ知られており、当の「表象するもの」にとつては、「或る事柄」という表象像が存在するだけである。

この場合、「或る人にとつて」を、「記号」の規定に記すことはできない。先に述べたように「或る人」が「記号」を自覚していれば「或る人」には「記号」が成立しており、無自覚であれば「記号」は不成立であるが、この時、叙述者にとつては、次の二様の仕方では、「記号」の「代理表象」関係が成立している。まず、「表象するもの」が自覚的である場合、「XがYを代理表象する」という関係は、表象の地平に言わば平面的に成立している。これに対して、「表象するもの」が無自覚的である場合、「記号」が成立していると言える時には、「代理表象」関係にあるXは、「表象するもの」の表象の地平に生起しているが、Yはその地平の背後に存在しているのである。そして、いずれの場合にも我々は「記号」の規定に関しては、「XはYを代理表象する」という命題で表現できる。

かくして、パースの規定に対して、「或る事柄Xが、他の事柄Yを代理表象する時、Xを『記号』と呼び、Yを『意味』と呼ぶ。或いは單純に『記号』とは『意味』を代理表象するものである。」という新たな規定を掲げることができる。

更に我々は規定の考察に関して立ち現われてきた「代理表象」関係の二様の仕方に注目しなければならない。それらは我々が「記号」に直面する際に持つ二種の視点を示唆するものだからである。

「代理表象」関係の第一の仕方は、XとYとの関係が、「表象するもの」にとつて自覚的である場合である。「自覚的である」というのはこの場合、「記号」に対して反省的な立場に立っていることを意味するので、この視点を「反省的視点」と名付ける。既に述べた叙述者の視点はこの性格を持っており、「記号」の規定が問題にできるのはこの視点に於てのみである。

また、第二の仕方は、XとYとの関係が、「表象するもの」にとつて無自覚的である場合である。この場合、「記号」は「記号」として捕えられている訳ではなく、単なる「事柄」もしくは「意味そのもの」として捕えられている。例えば我々が「赤信

号」に出会う時、我々はそれが何かの「記号」であることを省ることなく、端的に「停止」という「意味」を捕えている。正確には、我々は「赤信号」に出会っているのではなく、「停止」という「意味」に出会っているのである。

ランガー (S. K. Langer) は、ラッセル等と同様に、言語の特長的性格のひとつとして、「言語の透明性 (transparency)」を挙げる。それは、「音語 (vocal) そのものが、極めて無価値であるので、我々はその物理的現存に全く顧慮することなく、その内包や外延およびその他の意味だけを意識するようになる」とされる事態を指すが、なるほど、物理的媒体とそれが運ぶ意味というある種の反省的区別に於てはそれも言えるかもしれない。⁽⁵⁾しかし「記号」の実際の使用では、言語に限らずこのような事態が起っていると見える。ランガーは「言語の透明性」について、我々の表象活動が単に言語に随伴しているよりもむしろ、「言語を通して (through) 流れる」と表現するが、「記号」の実際の使用の場面では、「記号を通して流れる意味」を表象していると言えるよう。⁽⁶⁾

このような場合の我々の視点を、小論では先の「反省的視点」に対して、「記号の実際の使用の視点」と呼ぶ。そしてこの場合、「意味」は、「記号」と対比的に使用される「意味」ではなく、それ自身「記号」でもあるような「真の意味」である。「記号」と対比的に使用される「意味」という術語が、我々の言う「真の意味」という内容を持つ場合も想定できるが、我々は術語の混乱を避ける為、この「実際の使用の視点」に即して使用する場合には、「真の意味」という語を用いることにする。

二、「指標」と「表現」

ここで我々の考察の手懸りとして、フッセル (E. Husserl) における「指標 (Anzeichen)」と「表現 (Ausdruck)」との区分を検討してみたい。

はじめにフッセルは、「すべての『記号 (Zeichen)』は、何かを代理する (für etwas) 記号であるが、すべてのものが意味 (Bedeutung) を、即ち、記号によって表現される (ausgedrückt) 意味 (Sinn) を持つわけではない」と述べて、「表現」とは異なった意味を持つ「指標」を考察し始める。「指標」(＝「指示的記号」) に於て支配的な関係は「指示 (Anzeige)」と名付けられるが、それは文字通り、或るものが他の或るものを指し示す機能であるとされる。そして、「或るものが、思惟者にとって実際に、何か或るものに対する指示として役立つ場合にのみ、それは本来的な意味において、指標と呼ばれる」⁽⁹⁾。

ところで、「記号」は、表象されている事柄だと言えらるから、「指標」および「指示」の情況は次のように精確に述べられる。「誰かが、その存立について顕在的な知識を持つ、何らかの諸対象ないし諸事態は、或る他の諸対象ないし諸事態の存立を、一方の存在の確信が、彼によって、他の存在の確信や臆測の動機として (しかも非洞察的な動機として＝原註) 体験されるという意味で、彼に指示する」⁽¹⁰⁾。ここで示される事態相互間の代理表象関係に於て注目すべきは、フッセルが加えた註である。思惟者にとって、「指示」関係は非洞察的な動機として体験される、というのは次のことを意味している。即ち、いま、「A が B を指示する」と言う場合、A と B との客観的な (思惟者のみにとってではない) 関係は不必要だというのである。「指示」とは要するに、A が B を代理しているということであり、そのような A を「指標」と呼ぶのである。そこで「指標」はただ「リアル」な領野にのみ存在し、フッセルの言う「アイデア」的な領野には存在しないとされる。

「アイデア的」とは、次のように説明される。例えば数学に於て、我々は主観的な推理作用や証明作用を持ち、推理し証明するのである。しかし、その推理や証明は単に主観的なものではなく、「客観的に、推理と証明が、すなわち、理由と帰結の間の客観的な関係が対応している」⁽¹¹⁾。そして、「これらの前提や結論や、両者の統一を誰が証明しようとも、前提は結論を証明する」⁽¹²⁾。このような合法則性は、我々の個人的な思惟を超えて普遍的な性格を持つ。つまり、「このアイデア的合法則性は、ここ (hic et nunc) 動機づけによって結合される諸判断を包括し、同一の内容のすべての判断を、超経験的な普遍性に於て総括するのであり、更には、同じ形式」⁽¹³⁾のすべての判断を超経験的な普遍性に於て総括する」のである。

「発生」と「規約」

そして、かくイデア的領野にも成立する「代理表象」関係は、その両項を洞察的に結びつけることができる。我々の主観的洞察は時に誤ることがあるとは言え、またラントグレーベ (L. Landgrebe) が「自体的に存在する世界は、それは意識に於て思念されているので、思念されたものとして純粹に、また意識の現象として純粹にとられなければならない」¹⁴⁾と註釈する、「判断中止 (ἐποχή)」を受けるべき宿命を帯びているにせよ、その「判断中止」或いは「現象学的還元 (Reduktion)」によって、我々は客観的普遍的関係を見出すことができるからである。翻って我々はフッセルと共に、「指示の場合には、洞察と、客観的に言えば、当の判断内容のイデア的関連の認識は、全く除外される」¹⁵⁾と言えるであろう。

ではこのような非洞察性は何を意味するのか。右のような客観性、イデア性を持たないもの、それは換言すれば、主観的なもの、恣意的なもの、意図的なものであると言えよう。そのような記号は、相互に偶然的な二つの事柄を、個人的あるいは社会的な意図で結びつけたものに他ならない。

更にこのことから、「指標」は「記号」の発生（このことは改めて述べる）を無視したものであるとも言える。もし発生を考慮に入れるならば、「代理表象」関係が非洞察的であるとは言えないであろう。なぜなら、発生という事態は我々に対して発生を遡る可能性を示唆するものであるが、その場合我々にとっては、「代理表象」関係がいかなる発生を経たかが明らかに出来るからである。

さて、「指標」についてはひとまず置いて、次に「表現」を考量する。

「指標」と「表現」の対立によって開始されるフッセルの「現象学的還元」は、「表現」に至って一層厳密に遂行される。

「表現（＝「意味的記号」）」については、まず、「暫定的な了解事項」と断ってから、次のように述べられる。「すべての言葉やすべての品詞は、すべての本質的にそれと同種の記号と同様、ひとつの表現であり、ここではその言葉が実際に語られているかどうか、即ち、伝達の意図のもとでだれかある人に向かっていているかどうか、は問題ではない」¹⁶⁾この点に関しては、我々は既に行動理論に対する批判として述べた。記号が規定的に述べられる際には、偶然的な「解釈者」の存在は無視し、

「記号」そのものの代理表象關係に着目すべきである。ところで、「その反面我々は表情や身振りを排除する、それらを我々は、無意識的に、及び、いずれにせよ相互の意図なしに会話に伴うし、或いはそれらにおいては、また補足する言葉がなくとも、ある人の心の状態が、その人の周囲の人にとって理解できる『表現』となるのである」⁽¹⁷⁾と述べられ、排除する理由として、表現する側の無意識性あるいは意図 (Intention) のなさが挙げられる。しかし、「元来なんの意味も持たない」また、「単に指標としての意味を有しているのみ」⁽¹⁹⁾とされる身振りや表情は、「表現的記号」ではないのだろうか。それらは少く共、我々が「指標」について考察した限定的な性格や非洞察的性格とは異っている。そして、右の引用に目を向ければ、そこに秘かに導入されている「解釈者」に気がつくであろう。我々にとって問題にすべきは、そこに登場している発言者の意図や解釈者の思惑ではなく「記号そのもの」であった。そして我々の「真の意味」を思い浮べれば、フッセルの純粹の言語表現というのはむしろ例外的な在り方しかできないように思われる。現実の会話であれば、言語、身振り、手振りなどを含んだ総体としての「真の意味」で伝達し合っている筈であるし、機能的な意味に於ては当然、すべての個々の表現は言語と同じ地平に成立する。

かくしてフッセルの、「表現」を言語に限定するという立場は幾分の問題点を含むように見えるが、それは以下の還元で示されるように、「記号」の物理的性格を最も無視し易い現存の「記号」に目を向けようとする反省的意志によって生じてきたものであると考えられる。「記号」の物理的性格を排するという意図は、還元に一貫している立場であるが、その結果生じてくる事態がいかなるものであるかは後に考察する。

ともあれ、「言語的記号」に限定し、身振りや表情を排除した「記号」についての還元は、「記号」に関する次の通常の区別、即ち「一、物理的側面から見た表現（感覺的記号、分節された音声複合、紙の上の文字記号など）。二、表現と連合的に結びつき、それによって表現を何かの表現とする心的体験の或る全体。多くの場合、この心的体験は表現の意味 (Sinn) あるいは意義 (Bedeutung) と呼ばれている……」⁽²⁰⁾という区別に見られる術語使用を不十分であるとして、次の区別を巡るものであ

るとされる。即ち、「名辞が『告知する (Kundgeben)』もの (即ちかの心的諸体験) と、名辞が意味するもの」⁽²¹⁾との区別、及び、「名辞が意味するもの (意味、名辞的表象の『内容』)」と、名辞がそう名づけている当のもの (表象の対象)」⁽²²⁾との区別である。

区別はまず、伝達機能において考察される。伝達が成立しているのは、「会話の物理的側面によって媒介されたこのような相互に疎通し合う人々の、共属的な物理的体験と心的体験相互の相関関係のうちにある」⁽²³⁾とされる。ところがこのような「表現」は「指標」として機能していると言わねばならない。⁽²⁴⁾なぜなら、「このようなすべての表現は、聞き手にとっては、話し手の『思想』を、即ち話し手の意味付与的 (sinngabend) 心的諸体験を、また同様に伝達の意向に含まれるそれ以外の心的諸体験を表わす記号として役立つ」⁽²⁵⁾からである。フッセルはこのような言語的表現の機能を「告知機能 (die kundgebende Funktion)」と呼ぶが、それには次のような問題点が存在するであろう。すでに「指標」の考察でも触れたように、或る記号が伝達として機能している場面では、聞き手にとっては、或る記号が話し手の意向の内容と結びつけられている。しかしそれはあくまで外部知覚に基づくものであり、話し手や聞き手の独断によって変形される可能性がある。勿論、相互に通じ合う以上、相互理解は成立しているかもしれないが、「相互理解は、まさに両者の告知と聴取において展開される心的作用のある相関関係を要求してはいるが、決して心的作用の完全な相等性を要求してはいない」⁽²⁷⁾のである。かくして、「告知機能」は「表現」の本質から外されることになる。

さて、このような「告知機能」の排除は、名辞と名辞の表現する内容との対応を出来る限り正確な場所で捕えようとする意図によることであり、それが、伝達という関係の排除によって為されるといふ立場は、「解釈者」を排するという我々の立場と一致するであろう。これは言語に限定した段階での疑問のひとつが解決したことを意味する。

続いてフッセルは「伝達」および「告知機能」を無視した「孤独な心的生活」における事態を考察する。ここでは、「記号」の現存が問題になる。フッセルによれば、「表現と意味の関係を反省し」⁽²⁸⁾「言葉と意味 (Sinn) という二つの要素」⁽²⁹⁾として捕

えれば、あたかも我々は言葉という「記号」を媒介にして「意味」を思念しているように見えるのであるが、このような事態は、「指標」および「伝達の対話」においてのみ妥当し、「孤独な心的生活」には妥当しないとされる。「孤独な心的生活」においては、我々は「現実の言葉のかわりに、表象された言葉で満足している」³⁰⁾という訳である。

ところで、この「記号」の物理的実在は果たして「指標」と「伝達の対話」に共通に妥当するであろうか。フッセルは、「想像されたケンタウルスと、ケンタウルスの想像表象」との区別は明らかであると述べる。なるほど現象知としてのすべての事柄は様々な実在の形態をもって現われているのであるから、右の区別は少くとも通常においては可能であると思われる。しかしまず「指標」において、右の「想像されたケンタウルス」といった、実在の形態が必要であろうか。例えば、「赤信号の想像表象が、停止の想像表象を代理表象している」という関係とは言えないだろうか。つまり先の考察では、物理的実在と我々が権利づける「赤信号」がその場になくとも、ともかく我々に二つの事柄が、「一方が他方を代理表象する」という関係として現われていれば、それは「記号」と名付けられるし、その関係が「非洞察的」な性格を持ち、「意図的」に設定されたものであれば、「指標」と呼ばれ得るのであった。従って、「指標」に関しては、物理的実在は必要条件とはならないと言える。また、物理的実在であっても「指標」でない場合もあるのだから、十分条件であるとも言えないであろう。

では、「記号」の物理的実在は、「伝達の対話」の場合には必要であろうか。この点に関しては、フッセルが先に示した「告知機能」における伝達関係の外面性がポイントになる。我々が相互に潜在的に同一の知識を持っていたからといってそれを顕在化しないことには伝達はあり得ない。顕在化することとは、何らかの物理的対象と呼ばれるものとして現わすことである。この意味で、「記号」の物理的実在は、「伝達の対話」においては必要な条件であるといえる。しかし、先と同様、十分条件ではない。

これらに対して「孤独な心的生活」に於ては、「実在的記号」ではなく、「表象された言葉」即ち「表象記号」を使用するとされる。この場合は、仮に自分だけが納得する為に孤り言を呟いたり、紙切れにメモを走らせたとしても、それによって伝

「発生」と「規約」

達が可能であるわけで、還元の段階で言えば「伝達の対話」に属するであろうから、フッセルの主張を認めることができる。しかし、右のように考えれば、記号の物理的實在の有無が必ずしもフッセルが述べる「指標」および「伝達の表現」と、「孤独な心的生活における表現」との区別の基準として一元的に妥当するとは言えないであろう。我々はこのことを記憶しておいて、フッセルの次の還元を考察しよう。

フッセルは次に、「表現自身と、表現がその意義として（その意味として）⁽³²⁾表現するところのもの」との区別を考察する。その関係は、「表現は何かを意味し、そして表現が何かを意味することによって、表現は対象的なものに⁽³³⁾関係する」と述べられるような関係である。ここでは未だ「表現」とその「対象」との対立が成立しているが、フッセルはとりあえず、この関係の成立に関与する三つの作用を区別する。それは、表現自身の成立に関わる「表現現出」、対象を意味するが意味するだけにとどまり対象と空虚な関係を持つ「意味指向」ないし「意味付与作用」、および、直観的対象の現存において対象との関係が実現された「意味充実作用」である。

しかしフッセルが強調したいのはそれら諸作用の現象学的統一である。「孤独な心的生活における表現」に於て到達した「表現」の最も本質的な意義は、我々が「記号の表象」を捕えているということであった。しかしここに至ってそれはより深い所で考察されることになる。即ち、「我々が言語表象を体験している間は、我々は決して言語を表象することに専念しているのではなく、もっぱら言語の意味 (Sinn) や意義 (Bedeutung) を成就することに専念しているのである」⁽³⁴⁾とされるそのことである。つまり、我々自身の関心は「表現自身」ではなく、その「対象」に向かっているのである。そしてこのことは、例えば活字の羅列に対して我々が深遠な思想を読み取ったり、甘美なイメージに酔ったりすることから推察されるように、我々が「表現」に直面する時には、或る種の変様が起っていることを意味する。つまり前述の三作用との関わりで述べれば（「表現の」直観表象において、対象の現出を為しているところのものは変わりないのであるが、体験の指向的性格が変わるのである」）⁽³⁵⁾

このように「表現」はその本質的な内容をすべての作用と作用対象とが関与し合い融合し合って成立する「対象」に持つとされる。フッセルの考察はこの後、「表現」のイデア的領野での考察へと進んでいくが、小論の目的とする「指標」と「表現」の区別は以上で触れられたといえる。

さて、「指標」と「表現」の本質的意味に関するフッセルの考察は多くの問題を孕んでいるように思われるが、我々はその中で我々の目的とする両者の区別について考察する。

まず、既に考察したように、言語的表現のみをもって「表現」と呼ぶのは、実際の記号類型においては無理があるように思われる。我々の考察ではむしろ、言語記号およびそれと本質的に同種の機能を持つ記号を「表現」と呼び得たのであった。そして第二に、「記号」が物理的実在であるか否かをもって何らかの区別の基準にすることはできないであろう。これも既に触れられた。

次にフッセルの還元によって到達した点を考えてみよう。我々はここで奇妙な事実に気がつく。それは、フッセルが「記号」について考察し始めたにもかかわらず、「表現」の最も本質的な点においては、我々が予備的に考察した規定に含まれる「代理表象」関係が消えてしまっているという事実である。これはどのように考えればよいのであろうか。ここで、還元を振り返ってみる必要がある。

「指標」に於ては、「記号」Xと「意味」Yとの関係が「非洞察的」「非推論的」な関係であるとされる。それは「客観的な性格を持つ「イデア的領野」に対立するものであった。そして「表現」に於ては、「指標」の抜け殻を引きずりながらも、はじめに「記号」の物理的実在を捨象し、次に、「記号表象」それ自身を捨象して表現される「対象」に迫り、更に「対象」は「客観性」を持つイデア的な内容へと変様していくのであった。ここで常に目標にされているのは或る超越性であるが、この観点から見れば「記号」は「代理表象関係」という規定を失う方向を目指す。即ち、この還元でフッセルにとって問題になっているのは「代理表象関係」などではなく、「捕えられるべき超越的存在」なのである。

このように、ひたすら「記号が意味しているもの」へと視点をずらしていく立場は、我々の予備的考察における、記号の實際的使用に対する反省的視点から、實際的使用そのものにおける記号の姿を明らかにする視点へと移行しているものであると言える。しかし、先にも述べたように、反省的視点においてのみ指摘できる「代理表象」関係という規定は「記号」に欠くべからざるものではないだろうか。我々はフッセルの還元が、或る種の「変様」であり、立場の変更であることを知っている。しかし例えば『現象学の理念』には知覚的還元の例として、「赤」を思念することが述べられているが、「赤」そのものから外れていくことはない³⁶。とすれば、先の視点の移動はどのように理解すればよいのであろうか。我々はやがて移動そのものに着目するが、ここでは間の形で残しておく。

さて、これに対して我々は、反省的視点を固持して、「XとYを代理表象する」という関係にのみ目を向けて、還元過程に見られる合法則性を考えてみよう。そこでは、XとYとがいかなる結びつき方をしているかが要点となる。

「指標」に於ては、XとYとが意図的に結びつけられる。ゲシュタルト心理学の言い方に従えば、そこでは、XとYとの両極ともが強い力動関係をもって現われていると言える。また、「伝達の表現」に於ては、媒介としての「實在的記号」に意識を集中しなければならないということであり同様に言えるであろう。更に、「孤独な心的生活における表現」に於ては、「表象記号」と先の「實在的記号」との力動の相違が指摘されよう。このようにXとYとの力動関係に注目すれば、何か或る基準が働いているように見えるかもしれない。しかし実際には、そこでは「指標」と「表現」との区別が曖昧であるし、全体に区別が相対的に過ぎるとの批判は免れ得ない。

ここで手掛りを得る為に、記号類型の古典的な例、パースのそれを検討してみよう。

三、「類似記号」「指標記号」「象徴記号」

パースは「記号」を「類似記号 (icon)」、「指標記号 (index)」、「および「象徴記号 (symbol)」とに類型化した。それぞれについては次のように述べられる。「『類似記号』は、それ自身の性格によってのみ対象を表示するという形で、対象と関連している記号である。」³⁷「『指標記号』は、対象から実際に影響されて、その対象を表示するという形で、対象と関連している記号である。」³⁸「『象徴記号』は、法則によって、即ち、一般的にはその対象に関連するものとして解釈される象徴を生ぜしめる一般的観念連合によって、対象を表示するという形で、対象と関連している記号である。」³⁹また、「『象徴記号』は次のようにも述べられる。「『象徴記号』は、然々のものとして使用され乃至は理解されている事実のみによって、或いは、主にその事実によって、記号を構成しているような記号である。」⁴⁰

また、パースはこれらの区別が成立するに当って関わってくる概念を、「記号の三特性」即ち、「素材的性質 (material quality)」、「純粹の指示作用 (pure demonstrative application)」、「表示作用 (representation)」として説明する。それぞれの性質は次のように述べられる。

「記号は、指示された事物と同一ではなく、何らかの点で異っているから、当然、記号には記号だけに所属するある性質を持つであろうし、また、それは記号の表示作用とは無関係である。これらを私は記号の素材的な性質と呼ぶ。」⁴¹

記号の指示作用については、「記号は、ある対象のもうひとつの記号あるいは対象それ自身と、架空にはなく、実在的に、結合可能でなければならない」という結合関係であるとされる。⁴²

そして、「記号の表示作用は、その素材的性質にあるのでもなく、純粹の指示作用にあるのでもない」⁴³のであり、「記号が思考に向けられる」⁴⁴という点に存在しているのである。即ち、思考に対して、「記号」と「記号によって表わされるもの」との関係が示されるという性質である。

「発生」と「規約」

では、これら三特性が、類型化にどのように関わっているかを考察してみよう。

「類似記号」は例えば赤ペンキの色見本を挙げればよいであろう。この「記号」の「素材」は「赤いペンキ」であり、「指示作用」に関しては実在的なすべての「赤いペンキ」との結合可能性なのであり、その結合可能性を保持し保証しているものが、「表示作用」であると言えるよう。

このような図式は、他の二つの記号、即ち、「指標記号」（例えば、明るい表情と喜びの気持）と、「象徴記号」（例えば名前と命名された本人）にも当てはまるであろう。

ところで、ここで示される図式には二つの視点が混在しているように思われる。いま、「素材」と「指示作用」とに目を向けて、生起する事態を精確に述べれば次のようになる。いま、我々の前に「赤ペンキの色見本」がある。それは、我々にとって、ある限定された素材の「赤ペンキ」であるが、我々はそれを見て、示されるべき「赤ペンキ一般」を思い浮べる。この「赤ペンキの見本」から「赤ペンキ一般」への意識の流れは、我々のことばでの「真の意味」が露わになっていく流れである。また、記号の実際の使用の場において存在する視点が連続的に流れている、という状況でもある。

これに対して「表示作用」を述べる視点は、「赤ペンキの見本」と「赤ペンキ一般」との結びつきを、反省的な視点から眺めているものであると言える。この視点からは常に「記号」と「記号によって示されるもの」との両極の結びつきがフラットな地平に於て問題になるはずである。

さて、パースに於て指摘できるこの二つの視点は、パースの類型化にいかにかかわっているであろうか。

パースにおいては、まず、「素材」に着目することによってひとつの系列づけが為されていると言える。「類似記号」に於ては、「記号」と「示されるもの」とは同一の素材であり、「指標記号」に於ては同一ではないが相互に実在的関連があり、「象徴記号」においては、少くとも表面上は関連が無いのである。（但、「象徴記号」は実際にはフッセルの「表現」に於けるイデア的関連と類比的に、関連を成立せしめる根拠としての法則の発生に於て関連を持つ。）このように、両極の比較を行う視

点は、反省的性格を持つものであるが、ここでは、「真の意味」の現われに對する視点が無視されている。即ち、「素材」を問題にして両極を見透す場合、両極はすでに成立しているものとして扱われる。しかし、事態がそれほど単純でないことは、パース自身が、表示作用が「意識の背後にある真に有効に働く力」⁽⁴⁵⁾によっていると述べて、両極の発生を示唆していることから明らかである。この視点からの類型化についてパースでは如何に考察されるべきか、それは次節の考察を経た上で改めて述べられる。

四、「発生」と「規約」

以上の考察を通して我々は「記号」の性格を立体的に描く手掛りを得たように思われる。

予備的考察に於て、我々は「記号」を捕える二つの視点、即ち、實際的使用の視点と、反省的な視点とが在ることを述べた。フッセルにせよ、パースにせよ、それらは特有の仕方で絡み合っていたと言える。そして確かに、その二つの視点は、同一の「記号」に関するものであるから、どこかで結びついていなければならない。今やそれは次のように述べて良いであろう。

我々が「記号」に出会う時、それは「真の意味」として現われているものであることは既に述べた。そして、この場面に於て「真の意味」の内容が「記号」であると反省的に理解した時に、我々はその「記号」の「意味」に当るものを求めようとする。求めゆくその移行の瞬間においては常に「真の意味」が現われている。そしてこの移行は、フッセルの還元が、「記号が意味しているもの」へと向かう動きと同じ性格を持つものであると言えるし、また、パースの「指示作用」の流れの方向でもある。ところで、この移行、或いは流れを反省してみれば「記号」と「意味」という対関係は、「はじめに現われた真の意味」と「あとに現われた真の意味」との対関係に他ならないと言える。そして、この対関係に、我々は何らかの理由で、

「発生」と「規約」

「代理表象」という関係を認めるのである。

さて、このような「記号」の性格から、類型化の最も根底的な基準を見出そうとすると、我々はフッセルが「指標」を考察の糸口にしたことを思い出す。「記号」の「XがYを代理表象する」という関係を最も強く保持するものが「指標」であるが、「指標」においてはXとYの関係は、非洞察的に結びつき、完全に限定された概念同士の限定された結びつきであるとされた。

それに対して「表現」は、還元過程を反省して立体的に見る時、概念や結びつきの点で無限の奥行きを持つと言える。「記号」に出会う我々は、実際の使用に於ては確かに或る限定をもって解しているが、その「限定」は、機能的には「指標」に属すものである。

そして「指標」と「表現」とをこのような側面から考察する時、我々は『クラテュロス』における古典的な対立、即ち命名の規約性 (*Nómos*) と自然発生性 (*physis*) との対立を思い起すことができる。「表現」におけるフッセルの還元の流れは、右のように要約することによって、「記号」及びその「代理表象関係」の発生をその根底にまで遡る作業であることが明らかに becoming。即ち、「表現」は「発生的 (genetic)」性格を持つと言えよう。更にこれに対して「指標」は、既に述べたように「規約的 (conventional)」性格を持つと言えよう。

ここで我々は記号類型化の最も根底的な基準に到達したと言える。ところで、我々の目的は、フッセルの行ったような還元の一列に「指標」も「表現」も共に属してしまうような機能的区別ではない。むしろ、その機能を具現している「記号」の類型化を求めるのである。そこで、「指標」と「表現」とに於て示されるそれぞれに特徴的な性格を具現している「記号」が問題になる。それらを取りあえず「規約的記号」及び「発生的記号」と名付ける。

さて、これまでの考察からこの両者を区別する場合には、現実の「記号」における限定性に着目すればよいであろう。オルストンは、「規約的」という言葉が、現実には発生的な記号にも誤用されている (例えばパースの「象徴記号」にさえも)

ことを述べて、「規約性」という術語使用を避けようとするが、実はその際、「言葉の新しい意味をとりわけ案出する場合」や「科学の学会で科学用語を規定する場合のように、ある語や、ある語のある意味が規約によって決められる場合」などのような「技術的な術語に特に限定された、例外的な場合」には「規約性」が成立することを述べている。⁴⁶我々が「規約的」と呼ぶのはまさにこの点である。それは意図的な概念規定であり、発生を無視したものである。

これに対して、「発生的記号」は「記号」における「代理表象関係」の両極とその関係が根底に於て無限定であると言える。勿論我々はすべての「記号」に対して不可解を決め込んでいるのではなく、何らかの規定のもとで「記号」に対しているのであるから、或る限定性は認められるかもしれない。しかし、「規約的記号」が我々の意志によって限定を持つのにに対して、「発生的記号」は、我々の意志では動かしようのない場所に限定のありかを持つのである。従って、単なる「自然現象」をもそれに含むであろうし、「言語」「祭式」「芸術」「法律」「法則」といった幾多もの解釈可能性が存在する対象はすべて「発生的記号」と呼んで良い。これら具体的例については、「発生的記号」の更に細かい類型化に関わるので、いずれ別稿で論じる予定である。

最後に、これまで述べたことからパースの類型を再考してみよう。なるほどパースに於て「象徴記号」は、「類似記号」や「指標記号」とは異って、ある種の規約性を持つように見える。そして、これまでもパースの「象徴」を「規約的記号」の典型であるように見る向きも少なくない。しかし、パースの「規約」は、我々が基準とした意図的、性格を曖昧にする。事実に於て規約性を持っている、というのがパースの視点からの言い方であるが、その規約性がどのように決定されたか、を問題にしなければならないのである。そして、確かにパースは発生的視点を持っているにもかかわらず、それは類型化に反映されていないと言えようし、「発生」と「規約」との混同を招いていると言えよう。

さて、我々は記号類型化に於て最も根底的と思われる基準を定立したと言える。しかし、当然乍ら類型化はこれで尽きるものではない。特に、「記号」の大部分を占める「発生的記号」に至っては膨大な考察の余地が残されている。そこでは新た

な基準の定立も予想されよう。当面、そのことが今後の課題である。

註

- (1) "Collected Papers of Charles Sanders Peirce" Vol. 2, Par. 228 (以下 Peirce, 2, 228 以下に同じ)
- (2) "Signification and Significance" C. Morris, Chap. 1, §2.
- (3) "Philosophy of Language" W. P. Alston, P. 28.
- (4) *ibid.* P. 28.
- (5) "Philosophy in a New Key" S. K. Langer, P. 75.
- (6) *ibid.* P. 75.
- (7) "Logische Untersuchungen" E. Husserl, Bd. 2, I. Teil, S. 23 (以下 L. U. 以下)
- (8) L. U. S. 23.
- (9) L. U. S. 24-S. 25.
- (10) L. U. S. 25.
- (11) L. U. S. 25.
- (12) L. U. S. 26.
- (13) L. U. S. 26.
- (14) "Der Weg der Phänomenologie" L. Landgrebe, S. 83.
- (15) L. U. S. 26.
- (16) L. U. S. 30-S. 31.
- (17) L. U. S. 31.
- (18) L. U. S. 31.
- (19) L. U. S. 31.
- (20) L. U. S. 31.

- (21) L. U. S. 32.
 (22) L. U. S. 32.
 (23) L. U. S. 33.
 (24) L. U. S. 33.
 (25) L. U. S. 33.
 (26) L. U. S. 33.
 (27) L. U. S. 35.
 (28) L. U. S. 35.
 (29) L. U. S. 35.
 (30) L. U. S. 36.
 (31) L. U. S. 36.
 (32) L. U. S. 37.
 (33) L. U. S. 37.
 (34) L. U. S. 39.
 (35) L. U. S. 41.
 (36) "Die Idee der Phänomenologie" E. Husserl, *Husserliana* II, S. 56–S. 57.
 (37) Peirce, 2, 247.
 (38) Peirce, 2, 258.
 (39) Peirce, 2, 249.
 (40) Peirce, 2, 306.
 (41) Peirce, 5, 287.
 (42) Peirce, 5, 287.

「発生」と「規約」

- (46) Peirce, 5, 287.
- (45) Peirce, 5, 287.
- (44) Peirce, 5, 288.
- (43) "Philosophy of Language" W. P. Alston, P. 57.